

江別市総合事業 訪問サービス（独自）

単位数サービスコード表（令和6年4月1日）

（1）60分以上

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A 2	1111	訪問型独自サービス 1 1	1週当たりの標準的な 回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1,176	1月につき	
A 2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割		1,176単位	日割の場合	39単位	39	1日につき
A 2	1211	訪問型独自サービス 1 2		(2) 1週に2回程度の場合			2,349	1月につき
A 2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割		2,349単位	日割の場合	77単位	77	1日につき
A 2	1321	訪問型独自サービス 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき
A 2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割		3,727単位	日割の場合	123単位	123	1日につき
A 2	2411	訪問型独自サービス 2 1	1月当たりの回数を定 める場合 ※1月につき8回まで	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき
A 2	2621	訪問型独自サービス 2 3		(2) 生活援助が中心である場合		220単位	220	
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置 未実施減算	1週当たりの標準的な回数 を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2			(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	1月当たりの回数を定める 場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3		(2) 生活援助が中心である場合		2単位減算	-2	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算			200単位加算	200	1月につき
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（I）		100単位加算	100	
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算（II）		200単位加算	200	
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回限度

(2) 45分以上60分未満

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位			
種類	項目									
A 2	1121	訪問型独自サービス／2 1 1	1週当たりの標準的な 回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1,058	1月につき			
A 2	2121	訪問型独自サービス／2 1 1 日割		1,058単位	日割の場合	35単位	35	1日につき		
A 2	1221	訪問型独自サービス／2 1 2		(2) 1週に2回程度の場合			2,114	1月につき		
A 2	2221	訪問型独自サービス／2 1 2 日割		2,114単位	日割の場合	70単位	70	1日につき		
A 2	1331	訪問型独自サービス／2 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合			3,354	1月につき		
A 2	2331	訪問型独自サービス／2 1 3 日割		3,354単位	日割の場合	110単位	110	1日につき		
A 2	2421	訪問型独自サービス／2 2 1	1月当たりの回数を定める場合 ※1月につき8回まで	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		258単位	1回につき			
A 2	2631	訪問型独自サービス／2 2 3		(2) 生活援助が中心である場合		220単位		220		
A 2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 1 1	高齢者虐待防止措置 未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	
A 2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 1 1 日割				日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A 2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 1 2						23単位減算	-23	1月につき
A 2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 1 2 日割		(2) 1週に2回程度の場合	日割の場合		1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合			37単位減算	-37	1月につき	
A 2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 1 3 日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 2 1	1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき		
A 2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 2 3		(2) 生活援助が中心である場合		2単位減算	-2			

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A 2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	初回加算			200単位加算	200	1月につき
A 2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100単位加算	100	
A 2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200単位加算	200	
A 2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回限度

(3) 45分未満

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A 2	1131	訪問型独自サービス／3 1 1	1週当たりの標準的な 回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		941	1月につき	
A 2	2131	訪問型独自サービス／3 1 1 日割		941単位	日割の場合	31単位	31	1日につき
A 2	1231	訪問型独自サービス／3 1 2		(2) 1週に2回程度の場合			1,879	1月につき
A 2	2231	訪問型独自サービス／3 1 2 日割		1,879単位	日割の場合	62単位	62	1日につき
A 2	1341	訪問型独自サービス／3 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合			2,982	1月につき
A 2	2341	訪問型独自サービス／3 1 3 日割		2,982単位	日割の場合	98単位	98	1日につき
A 2	2431	訪問型独自サービス／3 2 1	1月当たりの回数を定 める場合 ※1月につき8回まで	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		230単位	1回につき	
A 2	2531	訪問型独自サービス／3 2 2		(2) 生活援助が中心である場合		179単位		179
A 2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／3 1 1	高齢者虐待防止措置 未実施減算	1週当たりの標準的な回数 を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A 2	C240	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／3 1 1 日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A 2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／3 1 2			(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A 2	C233	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／3 1 2 日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／3 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A 2	C235	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／3 1 3 日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C236	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／3 2 1	1月当たりの回数を定める 場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A 2	C237	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／3 2 2		(2)生活援助が中心である場合		2単位減算	-2	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A 2	4021	訪問型独自サービス初回加算／3	初回加算			200単位加算	200	1月につき
A 2	4023	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／3	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	100		
A 2	4022	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／3		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200		
A 2	6122	訪問型独自口腔連携強化加算／3	口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回限度

(4) 共通

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算	
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算	
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の 137/1000加算	1月につき
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の 100/1000加算	
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の 55/1000加算	
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位の 63/1000加算	
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位の 42/1000加算	
A 2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位の 24/1000加算	

※小規模事業所加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目